

自転車の通行等に関するルールが改正されました。



自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車は、 ①車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



②車道は左側を通行

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



④安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は料金



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】5万円以下の罰金



■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話 やめましょう!

傘さし運転

